

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月30日から同年11月1日まで

私は、昭和38年12月1日から平成15年6月20日までの期間においてA株式会社に継続して勤務したが、年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を得た。

申立期間当時、A株式会社本社の所在地がB市からC県に移転されたことはあるが、私は、申立期間において同社D営業所に継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された在籍期間証明書、発令事項証明書及び同僚の供述等から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（A株式会社本社がB市からC県に移転したことによる厚生年金保険の適用事業所の管轄の変更に伴う異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、商業登記簿謄本により、A株式会社は昭和44年4月1日に同社本社の所在地をB市からC県に移転していることが確認できるところ、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿により、同社がC県を所在地として厚生年金保険の適用事業所となったのは同年11

月 1 日であることが確認できることなどから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 44 年 9 月の記録から 6 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は適正な届出及び申立期間に係る保険料の納付を行ったか否か不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和51年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年8月31日から同年9月1日まで

私は、A株式会社に勤務していた期間のうち、会社の命令で昭和51年9月1日から同年11月25日までの期間において、同社の関連会社であるC株式会社D支社の船舶に乗り込んだ。申立期間においてもA株式会社に在籍していたにもかかわらず、船員保険の被保険者期間が欠落していることに納得できないので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳、A株式会社に所属する船員によって組織されていた「E会」の会員名簿、及び申立人と同時期にA株式会社からC株式会社D支社に出向したとする複数の同僚等の供述から判断すると、申立人が申立期間において、A株式会社に在籍し、昭和51年9月1日から同年11月25日までの期間はC株式会社D支社に出向して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社に係る船舶所有者別被保険者名簿において昭和51年中に船員保険被保険者の資格を喪失している12人のうち申立人を含む8人が、C株式会社D支社に係る船舶所有者別被保険者名簿において船員保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、申立人と同日にA株式会社に係る船員保険被保険者の資格を喪失している一人を除く6

人については、船員保険被保険者の資格は継続していることが確認できる。

さらに、申立人が所持する船員手帳において、A株式会社が所有する汽船F丸の雇止年月日は昭和51年8月22日であり、備考欄に「慰労休暇、日曜日につき船内廃止とす」との記載が確認できるとともに、同年9月1日にC株式会社が所有するG丸に雇入れされたことが確認できることから判断すると、申立期間は休暇中であつたことが推認される。C株式会社D支社に係る船舶所有者別被保険者名簿において、同年に船員保険被保険者の資格を取得していることが認められる複数の者が所持する船員手帳において、備考欄にA株式会社での休暇による雇止めをうかがわせる記載が確認でき、A株式会社及びC株式会社D支社に係る船舶所有者別被保険者名簿において、当該被保険者について、船員保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間について、A株式会社における船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る船舶所有者別被保険者名簿の昭和51年7月の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Bは「当時の資料が残っていないため不明である。」としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和51年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を船員保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月1日から29年1月10日まで
② 昭和29年6月1日から30年11月1日まで

私は、昭和26年9月21日にA株式会社（現在は、株式会社B）C支社に入社し、63年10月31日に退職するまでの期間において継続して勤務した。

しかし、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、両申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

両申立期間中は各地の漁場において漁労幹部として勤務していたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述、申立人が保管する退職金計算書等の資料及び株式会社Bが保管する申立人に係る個人情報資料等から、申立人は両申立期間において、A株式会社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間①については、適用事業所名簿において、A株式会社D出張所（以下「D出張所」という。）は、昭和27年6月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、再度、28年11月11日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間①のうち、27年6月27日から28年11月10日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、適用事業所名簿において、A株式会社C支社については、申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるもの

の、D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和26年10月24日から、同出張所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった27年6月26日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した申立人を含む同僚25人のうち、事務職員7人、及び同日以降に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない6人を除く12人（11人は漁労幹部。一人は不明。）全員について、A株式会社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険被保険者の資格を再度取得するまでの期間について、厚生年金保険の被保険者記録を確認することができず、被保険者期間が継続していないことが認められる。

さらに、D出張所で社会保険等の事務を担当していたとする同僚は、「当時、E県に所在したA株式会社の各事業所においては、行政から強い指導があったため、漁労幹部等の現業員も厚生年金保険に加入させていた。しかし、E県以外に所在していた同社の各事業所に勤務する現業員については、厚生年金保険に加入させていなかった。E県以外に所在した同社の各事業所に勤務する現業員を厚生年金保険に加入させ始めた時期は、同社C支社が同社の他の事業所に係る厚生年金保険に係る事務を一括して行うようになったころであると思う。」と述べているところ、A株式会社C支社に勤務していたとする複数の同僚の供述などから判断すると、同社C支社が同社の他の事業所に係る厚生年金保険に係る事務を一括して行うようになったとされる時期は、両申立期間後である昭和30年11月ころであることがうかがえる。

一方、申立期間②については、適用事業所名簿により、D出張所は、昭和27年6月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、再度、28年11月11日に厚生年金保険の適用事業所となった後、29年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認でき、申立期間②において、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、適用事業所名簿において、A株式会社C支社については、申立期間②において、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚32人について、同出張所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった29年6月1日に全員が厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、A株式会社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、このうち、申立人を含む29人が30年11月1日（二人は同年9月1日と32年1月1日）に、同被保険者資格を再度取得するまでの期間について、厚生年金保険の被保険者記録を確認することができず、被保険者期間が継続していないことが認めら

れる。

さらに、当該同僚 29 人のうち一人は「D出張所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も、昭和 30 年 8 月末日までの期間において A 株式会社の各漁場で漁労幹部として勤務したが、この期間について、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと記憶している。当時、漁場に勤務する者の厚生年金保険の適用事務は同社の各漁場で行っていたが、適用事業所となっていない漁場があった。D出張所から F 県の漁場に移った時も、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と述べている。

加えて、A 株式会社 C 支社に入社し、漁場の漁労幹部となったが、同社 C 支社に係る被保険者名簿において、昭和 28 年 4 月から 31 年 8 月までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い同僚は、「当該期間が厚生年金保険の被保険者とされていない理由を A 株式会社 C 支社の事務担当者に直接聞いたところ、『漁労幹部は厚生年金保険に加入させていない。厚生年金保険料も給与から控除していない。』と明確に説明してくれたので納得している。」と述べている。

また、適用事業所名簿において、D出張所は昭和 29 年 6 月 1 日に、A 株式会社 C 支社は平成 12 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、株式会社 B は両申立期間当時の関係資料を保管していないことから、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。